**２０１９年度決算　総括質問まとめ**

**１．消費税を５％に引き下げる様、国に要請することについて**

２０１９年１０月に強行された１０％への消費税率引き上げは、１４年の８％への引き上げに続く、安倍政権（当時）にとって２度目の消費税増税です。

日本経済で最も大きな比重を占める個人消費が衰退しています。国内総生産（ＧＤＰ）に占める個人消費の割合は、１０％への増税がされた１９年１０月以降は５５％台まで下がってしまいました。

　年明け以降は消費税増税に加え新型コロナウイルスの拡大が経済に深刻な影響を与えました。９月の月例経済報告も個人消費の判断を下方修正しました。

東京リサーチによると、今年１月から８月の休廃業・解散企業は３万５８１６件で前年同期に比べ、２３・９％も増え、倒産は５４５７件に上ります。

コロナに起因する解雇も急激に増え、９月２３日現在、６万人を超えています。

いま必要なのは消費税の減税です。消費税の減税は、買い物のたびに恩恵を与え、人々の日常生活を応援します。

『消費税なくす全国の会』が２～３月全国的に行った３０００人のアンケートでは「消費税をなくすべき」…５３・８％、「５％に減税」…３０・３％、「８％にもどす」…６・７％と、消費税減税を求める回答が９割を超えました。

内閣府の「景気ウオッチャー調査」には「消費税引下げ等の新たな景気対策を講じなければ、景気回復は見込めない」「現金給付や消費税減税等の対応を急いでほしい」などの声が寄せられています。

国民生活を守るために、日本経済を立て直すために、消費税を５％に引き下げるよう、国に要請すること。

答弁を求めます。

**２．羽田空港都心低空飛行の中止を国に要請することについて**

9月28日、東京地裁にて羽田空港の新ルートの取り消しを求めた訴訟の第1回口頭弁論が行われました。原告住民は「昨年4月、国交省は地元の理解を得て進める。の地元には地方議会も含まれると答えたが、品川・渋谷・港各区議会は容認できないと表明している」として、新ルートの中止を求めました。

また、国交省は新ルートを自衛隊機が飛行していることを認めました。自衛隊機は国が行っている部品欠落の報告制度や羽田空港での機体チェックの対象とされていないことは大問題です。

　品川区では賛否を問う住民投票条例の直接請求署名運動が始まりました。

この間、区民から寄せられた怒りの声を紹介します。

「都心低空飛行が始まってから騒音、威圧感、落下物への不安が高まり頭痛が出るようになりました。」「80デシベルで2～3分間隔で迫る航空機騒音と電波障害に悩まされている。」「今までの高輪とは全く違う環境となりとても悲しいです。」

「航路下に住む多くの港区民は航空機の騒音・圧迫感等により基本的人権を侵害されています。新経路の中止を切に要望します。」

　この区民の悲痛な訴えを聞いても区長は国に対して中止を求めることはしないというのでしょうか。コロナで国際線は9割減便になり、新ルート運用の最大の目的は崩れました。新ルートで飛ぶ必要は全くありません。区として新ルートの運用を中止するよう国に求めること。答弁を求めます。

**３．異常気象から生命と地球環境を守ることについて**

世界規模の気候変動をめぐって、もはや問題の先送りは許されない非常事態――文字通りの「気候危機」に人類は直面しています。

昨年１２月に発表された国連環境計画（UNEP）報告では、現在各国から出されている目標通りに削減したとしても、世界の平均気温は産業革命前に比べて、今世紀中に３・２度上昇し、現在の排出ペースが続けば、３．２～３．９度上昇すると予測され、地球は破局的事態に陥ります。

産業革命前に比べて世界の平均気温上昇を「１．５度以内」に抑えることは、人類共通の死活的な急務となっています。

　異常気象が続く中、２０５０年CO２排出実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）にするために、世界で「気候非常事態宣言」をする自治体が増えています。日本では長野県や長崎県壱岐市など全国で２県、３６地方自治体が宣言。世界では、２０１９年１０月現在２０カ国１２００の自治体が「気候非常事態宣言」をしています。区長は「気候変動緩和にかかる施策の充実を図り、脱炭素化社会の早期実現に努める」というのですから「気候非常事態宣言」をするべきです。

答弁を求めます。

**４．避難所のあり方について**

コロナの感染症拡大によって、これまでの避難所の改善が求められています。

区長は第２回定例会で、避難所の拡充を求めた私たちの質問に対し、間隔を２メートル以上確保できるよう、各避難所で使用していないスペースを見直し、収容人数の見直しを進めている。都立施設の活用や区内ホテルの客室の借り上げ、区内寺院を避難所として利用することについても検討すると答弁をされました。進捗状況について、答弁を求めます。

避難所運営、防災には女性の視点からの改善が求められます。

男女共同参画局は、災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興に関するガイドラインを今年５月に公表しました。

避難所は生活の場であり、衛生面や食事、育児や介護等が安全に過ごせなければなりません。

災害時などは普段の課題がいっそう顕著になって現れます。だからこそ日頃の備えが求められます。

ガイドラインでは平常時の備えとして、防災危機管理担当部局で女性職員が少ないことも指摘しています。港区でも防災課の職員２３名中男性職員１７名、女性職員は６名、課長・係長は全員男性です。

１．ジェンダー平等の視点からガイドラインを参考に避難所、防災計画の見直しを行うこと。

２．防災に関わる区の職員の女性職員の比率を高めること

３．地域の防災や避難所運営など女性のリーダが求められます。区として地域の女性リーダを育てるための支援を行うこと。

答弁を求めます。

**５．アスベスト対策について**

大気汚染防止法の一部を改正する法律が、２０２０年５月２９日に可決、成立し、石綿（以下、「アスベスト」という）含有建材への規制対象がレベル３建材にも拡大されました。これにより、規制対象の件数が、現状の約１万６０００件の５～２０倍に増えるといわれています。

解体部分の床面積が８０㎡以上の建築物の解体工事で、請負金額が１００万円以上の改修工事、工作物の解体・改修工事が対象になります。

報告については、アスベスト含有の有無に関わらず、調査結果の都道府県への報告が義務付けられます。

個人住宅の改修・解体も対象になることから、助成対象の拡大が必要です。

１．すべての事前調査費用の助成を行うこと。

２．アスベスト含有成形版についても、含有検査費用の助成を行うこと。

３．改修工事も含まれることになれば、仕事量が大幅に増えることになります。今から職員の増員の準備をすすめること。

４．レベル３についても、建物や工作物の改修、解体にあたっては、近隣への説明、アスベストが飛散して作業員や近隣住民、通行人等に影響が出ない飛散防止対策を義務づけること。

５．今回の法改正で対象が大幅に拡大されます。調査費用、除去費用について、千代田区、新宿区や練馬区などの助成額を参考に、引き上げること。

　それぞれ答弁を求めます。

**６．大平台みなと荘の料金引き下げについて**

第２回定例会で１人の場合や、２～３人の利用料の引き下げを質問しました。区長は、「受益者負担に基づき…」決めていると答えました。

民間のホテルや旅館は、様々な大きさの部屋がありますが、大平台みなと荘はすべてが同じ大きさですから、利用者には選択しようがありません。

料金改定に向けて作った「港区民保養施設事業検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）でも「定員１～２名」の部屋をつくったらとの意見もでています。

大きな部屋を使うのは、利用者には責任がなく「受益者負担」を言う根拠はありません。

区民保養所ですから、みなさんが気軽に行ける環境が必要です。

大平台みなと荘にいかれる方は元気な方です。医療や介護のお世話にならないように頑張っているのですから、せめて安心して気軽に大平台みなと荘にいかれるような料金に引き下げるべきです。

答弁を求めます。

**７．認可保育所における定員割れの助成を継続することについて**

民生費で私立認可保育園が定員割れによって運営の危機に直面している深刻な実態を訴えました。

運営費の多くが人件費や子どもたちにかかることに使われています。

　０歳児が１人割れれば１か月26万3,410円（小規模は35万1,200円）の減収です。このまま定員割れを放置すれば、保育の質の低下を招き、最悪運営できず閉園ということになります。いま、何らかの手立てをとらなければ、待機児解消に大きな役割を果たした私立認可保育園を守ることはできません。私立認可保育園を守ることは港区の責務です。「開設後6年目以降に積立金が増加するなど、運営が安定する」と答弁していますが、それは子どもが定員を満たしていればこそです。待機児解消のために区が誘致し、不動産貸与を受ける時の条件として10年以上の契約が求められています。5年で支援を打ち切るということはあまりにも無責任ではないでしょうか。

特別助成の5年縛りをやめ、私立認可保育園を守ること。答弁を求めます。

**８．買い物支援の延長について**

コロナ感染症の影響により買い物に不安を感じている高齢者世帯へ事業者が代行する買い物支援事業を開始し、当初７月３１日までとしていた期間を１０月３１日まで延長しました。

　感染すると重症化する方が多いとされる高齢者にとっては安心できるサービスとして大変喜ばれています。

秋から冬にかけては、インフルエンザと収束の見えないコロナの感染と２重の不安があります。

高齢者の健康と生活の利便性のためにも、当面、買い物支援を年度末まで、延長すべきです。答弁を求めます。

**９．「着脱式」車いすの緊急避難装置について**

「ＪＩＮＲＩＫＩ（じんりき）クイック」は市販されているほぼすべての車いすに着脱でき、車いすにけん引レバーを装着し、人力車のように、「前輪を浮かせて引く」ための補助装置です。坂道・段差・ぬかるみ・ガレキ等の不整地で車いすを「押して」移動するのは相当の腕力が必要ですが、これを使えば、テコの原理で体重と体全体の力を利用でき、負荷が軽くなり、スムーズな移動が可能になります。

 これを開発した会社の社長は「車いす利用者の行動範囲が広がり、多くの人が出かけること、避難することをあきらめずにすむようにしたい」と語っています。

　港区でも、特別養護老人ホームや障害者施設に備えたり、車いす利用者への提供など、どういう形で利用できるのか、避難に有効なのか試行すべきだと思います。答弁を求めます。

**10．田町駅周辺のバリアフリーについて**

田町駅西口歩行者デッキが出来て、JRの利用者や地下鉄の利用者の利便性が高まり、近隣の商業ビルにも人の流れが出来ました。三田ステーションビルは都営浅草線にも直結しており、上部階は住宅になっています。エレベーターは１基しかなく、地下鉄を使う人は使用できますが、地上階から歩行者デッキに上がるために使うことは禁止されています。「一般通行厳禁」という心無い貼紙が何カ所にも貼られています。車いすを利用する方、足の悪い方はぐるりと回って国道を渡って反対側のビルのエレベーターを使わなければなりません。港区として関係者と協議し、ステーションビルのエレベーターが利用できるようにすること。答弁を求めます。

**11. 芝公園暫定自転車駐車場の料金の引き下げについて**

運営事業者の日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社と港区が結んだ協定書には料金について「周辺の駐車場利用料金と統一性の取れた範囲内で甲乙協議の上定める」とあります。区の暫定自転車駐車場の整備方針にも「既存の歩道上の自転車駐車場との均衡を失しないよう、区の承認を受けて決定する」と定めています。区内のここ以外の暫定自転車駐車場はすべて100円からです。統一性を求めるならば他と同じく、利用料金を100円からとすべきです。答弁を求めます。

**12. 国民健康保険における減免について**

厚生労働省は、フリーランスの方の収入を「雑所得」として確定申告している場合でも「保険者の個々の判断により、雑収入の収入減少も保険料減免を行うことも可能」との考えが示されました。運動の大きな成果です。

課長は、「雑所得として申告している場合、事業所得として修正申告または更正の請求をし、税額の変更で修正が認められたら減免の対象になることを丁寧に案内しています」との答弁でした。

税務署は税額に変更がない場合は修正申告を受け付けていません。だからこそ自治体の判断にゆだねているのです。

保険者の判断で、雑所得の減収も保険料減免の対象とすること。答弁を求めます。

**13. 教職員の定期的なＰＣＲ検査の実施について**

教育費の答弁で担当課長は「陰性とされた人のうち偽陰性の人が知らぬ間にウイルスを拡散させてしまう危険性もあります。」と述べました。だからこそ、定期的な検査が必要なのです。教職員に感染が広がれば、学校を閉鎖しなければなりません。新型コロナによって2度と子どもたちの学びを止めてはならないはずです。

学校での職員室も含めた感染症防止対策を徹底すること。教職員には定期的にPCR検査を区として実施すること。答弁を求めます。

**14. 区立運動場の利用枠の拡大について**

　都立芝公園運動場（野球場・テニスコート）は、年間を通じて午後９時まで使えます。

　区立の運動場は、期間によって時間の制限があり、麻布野球場と青山野球場の利用時間がバラバラです。

１．麻布運動場（野球場・テニスコート）と青山運動場（野球場・テニスコート）の利用時間を、年間通じて午前８時から午後９時までにすること。

２．当面、青山野球場の１月４日から３月３１日、１１月１６日～１２月３０日の利用時間を午後７時まで延長すること。

３．テニスコートについては、当面、３月１日～３１日、１１月１日～３０日までを、午後９時まで延長すること。

　答弁を求めます。

**15. その他**